

Green Value Chain 促進ネットワーク設立規約
(旧 脱炭素経営促進ネットワーク設立規約)

【第1条（ネットワークの目的）】

Green Value Chain 促進ネットワーク（以下、GVC ネットという）は、バリューチェーン全体での脱炭素経営促進に向けて、パリ協定に整合する温室効果ガス（GHG）排出量削減を目指して目標設定や削減実行を進めるもしくは目指す企業、これらの企業の脱炭素化を支援する支援機関、GHG 排出量算定、診断、第三者認証等ソリューションを提供する専門機関等のネットワークによる支援体制構築を行い、脱炭素化に向けて取組む企業を増加させるとともに、脱炭素と企業の成長を促進させることを目的とする。

【第2条（規約の適用）】

この規約（以下、本規約という）は、GVC ネットの活動（第5条に定義）、GVC ネット会員（第4条に定義）間及び GVC ネット会員と GVC ネット事務局（第3条に定義）との関係の一切に適用される。

【第3条（GVC ネットの運営）】

1. GVC ネット運営は GVC ネット事務局（以下、事務局という）が行う。
2. 事務局は環境省地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室、または委託を受けた事業者が担当する。

【第4条（GVC ネット会員）】

1. GVC ネット会員は、「目標設定会員（企業会員）」、「支援会員（支援機関・専門機関会員）」に分類され、この2分類の会員を総称して GVC ネット会員とする。
2. 「目標設定会員（企業会員）」は、次の各号の会員要件に適合する企業で、本規約に同意することを記した所定の申請書を事務局に提出し、事務局が参加を認めた企業を会員とする。
 - (1) 下記の参加コミットメントに同意すること。

＜目標設定会員（企業会員）コミットメント＞

GVC ネットに参加する目標設定会員（企業会員）は、以下の取組みを実施する。
 - ・ パリ協定に整合する中長期の削減目標の設定及び脱炭素化を目指す。
 - ・ 気候変動をビジネスの機会と認識し、解決に資する事業展開を目指す。
 - ・ バリューチェーン全体の排出量の削減に向けて、企業間での課題共有、連携を目指す。
 - (2) GVC ネット会員間での担当者の連絡先の共有に同意すること。
 - (3) GVC ネット参加によって知り得た情報について、情報提供者の許可なく発表、公開、漏洩しないことに同意すること。
3. 「支援会員（支援機関・専門機関会員）」は、次の各号の会員要件に適合する企業、またはその他法人などで、本規約に同意することを記した所定の申請書を事務局に提出し、事務局が参加を認めた企業、またはその他法人などを会員とする。
 - (1) 下記の参加コミットメントに同意すること。

＜支援会員（支援機関・専門機関会員）コミットメント＞

GVC ネットに参加する支援会員（支援機関・専門機関会員）は、脱炭素経営を進める企業、特に中小規模事業者を支援する金融機関、商工会議所等経済団体、その他専門性を有する企業・機関を想定しており、以下の取組みを実施する。

- ・ GHG 排出量削減を目指す企業に対しての支援内容を含むアクションプランを作成する。
- ・ 地域ぐるみでの脱炭素化に向けての支援体制構築に努める。

(2) GVC ネット会員間での担当者の連絡先の共有に同意すること。

(3) GVC ネット参加によって知り得た情報について、情報提供者の許可なく発表、公開、漏洩しないことに同意すること。

【第5条（GVC ネットの活動）】

1. GVC ネットは、企業間でバリ協定に整合する目標設定や目標の達成に向けた取組みや地域ぐるみでの脱炭素化に向けての取組み、またはこれらに係る課題解決に向けて取組む。
2. 前項を進めるため、事務局からの最新の関連動向等の情報提供や企業の取組の紹介、ソリューション提供事業者の活動紹介等のための勉強会を開催する。
3. 事務局は、GVC ネットの活動内容や、GVC ネット会員の設定した目標や取組内容、ソリューション等について環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」（以下、環境省 GVC サイトという）を通じて情報発信を行う。
4. GVC ネット会員は、勉強会での情報提供や環境省 GVC サイトでの情報発信について、可能な限り事務局に協力する。
5. GVC ネットの活動については、事務局により年度毎に見直しを行う可能性がある。

【第6条（権利の帰属）】

1. GVC ネット会員の情報発信に関して、GVC ネット会員から提出された資料等の著作権については、提出者に属するものとする。ただし環境省 GVC サイトにおいて公開された情報については、環境省ホームページの著作権に関する規定に則り、原則として二次利用を許諾されたものとして扱う。
2. 環境省 GVC サイトにおいて公開する GVC ネット会員が著作権を有する資料等について、二次利用を許諾しないものについては GVC ネット会員から事務局に申請し、事務局が認めたものについては二次利用を許諾しない掲載物として環境省 GVC サイトに掲載する。
3. 事務局から GVC ネット会員に提供された資料等の情報については、第三者が権利を有するものを除き、環境省、または環境省から委託を受けた事業者に属し、GVC ネット会員は社内利用（連結の子会社も含む）に限り非独占的使用権を許諾されるものとする。

【第7条（秘密の保持）】

GVC ネット参加によって、他者から秘密情報として指定された情報を得た場合は、自社の規定や法令に沿って秘密の保持を行う。

【第8条（担当者・参加者）】

1. GVC ネット会員は、事務局の定める方法により当該会員における担当者を届出る。
2. GVC ネット活動に関する参加者の資格は、会員である法人の役員、または職員である者に限るものとする。ただし、担当者から第三者の参加について申出があって、事務局が認めた場合はこの限りではない。
3. GVC ネットに関する参加者の行動については、所属する会員である法人が一切の責任を負うものとする。

【第9条（変更の届出）】

GVC ネット会員は、事務局に届出た法人名や担当者等の登録情報に変更が生じた場合、速やかに事務局に届出るものとする。

【第10条（費用負担）】

1. GVC ネットへの参加に関わる費用は、無料とする。
2. GVC ネット会員の GVC ネットに関する活動内容の実施に要する交通費等の一切の実費は、自らが負担するものとする。

【第11条（免責）】

1. GVC ネット会員は、当該会員自らの活動内容の実施についての行為とその結果について一切の責任を負うものとし、事務局に活動内容の完全性、正確性、適用性、有用性等に関し何らの保証も求めない。
2. GVC ネット会員は、当該会員自らの活動内容の実施に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。

【第12条（GVC ネット会員資格の取消し）】

GVC ネット会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局は催告なくネットワーク会員としての資格を取消すことが出来る。

- (1) 事務局や他の会員に対して虚偽の事実を申告した場合。
- (2) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特別調停その他倒産関連処方に基づく申立てを受け、または自ら申立てた場合。もしくは、私的整理を開始した場合。
- (3) GVC ネットやその活動内容の名誉、または信用を著しく損なう行為があったと認められる場合。
- (4) 本規約の重大な違反行為があった場合。
- (5) その他、事務局が会員として適当でないと判断した場合。

【第 12 条の 2】

1. GVC ネット会員は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを暴力団員等という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して暴力団員等と知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員、または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. GVC ネット会員は、第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計、または威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。
3. 事務局は、GVC ネット会員が前各項に違反し、または第 1 項の規定に基づく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明するなど、GVC ネット会員として不適切である場合、何らの催告なしに直ちに GVC ネット会員の資格を取り消すことができる。
4. 事務局は、前項の規定により GVC ネット会員資格を取り消した場合、相手方に損害が生じて、何らこれを賠償、または補償することを要しないものとする。

【第 13 条（退会）】

GVC ネット会員は、事務局に退会を申出て事務局から認められた場合、ネットワークの退会をすることが出来る。

【第 14 条（規約の変更）】

1. 事務局は、GVC ネットの運営上必要が生じた場合、予告なく本規約を変更することが出来る。
2. 事務局は、規約を変更した場合 GVC ネット会員に速やかに周知する。

【第 15 条（準拠法、合意管轄）】

1. 活動内容に関する準拠法は日本法とする。
2. 動内容に関する GVC ネット会員と事務局との間の争いについては、東京地方裁判所をもって第一の専属的合意管轄裁判所とする。

【第 16 条（信義誠実）】

本規約に定めのない事項、または本規約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、GVC ネット会員、事務局共に誠意をもって協議し、信義に則して解決する。

附則

本規約は平成 30 年 6 月 27 日に制定され、同日より実施する。

以上

<変更履歴>

2018 年 6 月 27 日 制定

2019 年 1 月 23 日 ネットワーク名称と関連用語の変更

2019 年 6 月 25 日 ネットワーク会員要件、事務局情報の権利の帰属、関連用語 WEB サイトの呼称変更

2020 年 8 月 1 日 第 4 条 2 (1)の変更

2023 年 4 月 1 日 ネットワーク名称と会員要件・呼称変更

2025 年 5 月 26 日 ネットワーク会員の呼称変更